

## 第5回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年8月10日(火)午後3時04分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 講堂			
出席委員(12名)	1番 山下 和子 委員	2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(0名)				
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第18号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第20号議案 非農地の現況証明について 第21号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について 第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について 第3号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局  会長 事務局          会長（議長）	<p>ただ今より、令和3年度 第5回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願いします。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、12人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。では進行をお願い致します。</p> <p>今、縷々説明がありました様に、湯梨浜町にはですね、農業委員会会議規則と云うものがうたってございます。皆さんも目を通された方あると思いますけども、何条にはこう云った事がうたってあります。何条にはこう云った事がうたってあります。と云う風な、一つの規律としたものがございます。そう云ったものに従ってですね、会議を進めて行くと言います訳でございます。</p> <p>なお、このことはですね、当初にも申し上げておりましたが。時々、このことは私も責任上申し上げる訳でございませぬけれども、本会に於ける、総会に於けるですね、いわゆる皆さん方が知り得る情報と云うものはですね、第三者には口外してはならんと。秘密は漏洩してはならんと云う風なうたいがございませぬので。どうぞ、その辺りをですね、時々身は染みて感じて頂きたいと云う風に思っております。</p> <p>それでは総会を進行致します。本日の議事日程は皆さんのお手元に配布のとおりでございませぬ。次に「会期の日程」についてでございますが。令和3年度第5回湯梨浜町農業委員会定例総会の会期は令和3年8月10日、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議はございませぬか。</p> <p>（はい。の声。）</p> <p>はい。ご異議なしと云う風に認めます。従いまして本総会の会期は、本日1日限りと云う風に致します。</p> <p>次に日程は2番でございますが、「議事録署名委員の指名」につきまして、このことにつきまして議題と致します。お諮りをしますが、本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	

<p>3 報告事項 第1号 賃貸借の解約等の通知について</p> <p>第2号 農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>第23条第2項の規定によりまして、議長において指名することにご異議はございませんか。 (はい。の声。)</p> <p>ご異議なしと云う風に認めます。それでは議事録署名委員には11番の山田隆雄委員、そして12番の下田健一委員、両名の方をお願いをしたいと云う風に思います。なお会議書記におきましては、事務局の方へお願いを致します。</p> <p>次に日程3でございます。報告事項に入ります。報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」を、それでは説明をしてください。</p> <p>報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、本委員会に報告するものです。</p> <p>番号1 権限の種類 農地法、通知者賃貸人は、別所●●。賃借人は、国信●●。土地の表示大字別所——。地目は畑、面積は240㎡。合意の成立日は令和3年3月31日。土地の引き渡し日も同日であります。</p> <p>番号2 権限の種類 農地法、通知者賃貸人は、別所●●。賃借人は、別所●●。土地の表示大字別所——。地目は畑、面積は591㎡。合意の成立日は令和3年7月30日。土地の引き渡し日も同日であります。</p> <p>報告事項第1号につきましては以上であります。</p> <p>はい。続きまして報告事項第2号「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について」、このことについて説明してください。</p> <p>報告事項第2号「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は3-1頁と資料1 1頁から3頁)</p> <p>番号1 届出人 小鹿谷●●。土地の所在 大字小鹿谷——で、地目 畑。面積1,321㎡の内、転用面積は76.00㎡。農業用倉庫を設置するものであります。経営耕地面積は61アールであります。</p>
--	---	--

<p>第3号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長 事務局</p> <p>議長</p>	<p>頁をめくって頂きまして次の頁、3-1に航空写真による位置図をつけております。赤色で囲っている農地に青斜線の付近に農業用倉庫を設置するものでございます。</p> <p>それとですね、別添資料1の方に。ご覧頂きまして、1頁目が公図でございます。そして2頁目が土地利用計画図。公図と土地利用計画図、南北がちょうど真反対になるものですから、ひっくり返してご覧かないと分かり辛いかと思うんですけども、そう云う事で。そして3頁目が建物平面図と立面図であります。</p> <p>なお雨水排水の処理なんですけれども、建物で受けた雨、屋根に降った雨については、2頁目の方にですね、小っちゃい字で書いてあるんですけども。予定地の東側にある川へ排出する計画となっております。</p> <p>以上、提出された書類を点検したところ、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではないことを確認しております。報告事項第2号につきましては以上であります。</p> <p>はい。続きまして報告事項第3号「農地転用現況確認状況」について説明してください。</p> <p>報告事項第3号「農地転用現況確認状況について」を説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p> <p>(資料は4-1頁)</p> <p>番号1 転用者 倉吉市●●。土地の表示 大字田畑——。地目 田。面積は820㎡。同じく大字田畑——。こちらは地目 畑。面積は409㎡で、面積合計が1,229㎡であります。</p> <p>転用目的は太陽光発電設備で、許可指令年月日及び番号は記載のとおりであります。確認書交付年月日は令和3年7月14日、調査結果は令和3年7月1日設置工事完了であります。</p> <p>そして次の頁4-1に航空写真による位置図をつけておりますので、参考に、ご確認をお願いします。</p> <p>報告は以上であります。</p> <p>はい。以上で報告事項、説明を終わります。これにつきましては報告でございますので、ご承認頂く。こう云った事になる訳でございますが、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をして頂きたいと云う風に思います。一括して受けたいと云う風に思います。</p> <p>どうぞ、お尋ねがございましたらどうぞ発言してください。</p> <p>それでは無い様でございますので、進行致します。</p>
-------------------------------	-----------------------------	---

<p>4 議事 議案第 18 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p> <p>蔵本委員</p>	<p>次に日程 4 番、議事に移ります。議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁、資料 1 の 4 頁と 5 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字方地——。現況地目は畑、転用面積は 1,770 m<sup>2</sup>です。転用計画の用途は植林。申請人は、方地●●。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 2 種農地、区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地であります。許可根拠規定は、周辺農地に影響なし。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。事業内容は、クヌギを 50 本植えるものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の事業区域外で、隣接耕作者なしでございます。</p> <p>頁をめくって頂きまして、5-1 頁が航空写真による位置図で、図面左側にあるのが方地集落。右の方に赤で縁取ってる場所が転用の申請場所でございます。もう 1 枚頁をめくって頂きまして、5-2。こちらが詳細図でございます。</p> <p>それと、資料 1 の方なんですけれども。資料 1 の 4 頁目が現地の写真。こちら赤線で縁取りしてる箇所が転用の申請の場所。現在梨園になっている所なんですけれども、こちらの梨を切って棚を外して、綺麗にしてから植林をすると云う事になりますし。資料 1 の 5 頁目が公図でございます。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。以上で説明が終わりました。それでは引き続き、現地確認委員による調査報告をして頂きます。</p> <p>それでは本案件につきましては 2 番の蔵本孝広委員より、現地確認報告をして頂きます。それではお願いします。</p> <p>本日 1 時 30 分に、長谷川会長、土海職務代理、横川委員、井坂推進委員と私。それと事務局</p>
---	---	---

		<p>2名の、合計7名で現地を確認して参りました。</p> <p>議案第18号の農地法第4条の許可申請について、現場を見て来ました。先ほど説明があったとおりですけど、方地——。現在梨が植わってて、作っておられて。これを、ハッキリ言って傾斜地で。これを、もう作れないと云う事で、転用でクヌギを50本植えたいと云う事です。</p> <p>それで現場を見ましたら、資料1の4頁、傾斜地は赤い枠で囲ってありますけど、その下も梨を作っておられます。そこは緩やかな傾斜で、あまり広くないですけど。そこから上の傾斜地になってる所を止めると云う事で。ここの所を木を切ってクヌギを植えたいと云う事です。</p> <p>それで周りを見ましても、何も作ってなくて荒れ地です。そう云う事で、周りの農地への支障もない様ですので、この転用計画を認めることに問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>議長 はい。それでは現地確認委員による報告が終わりましたので、ただ今より本案件につきましての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>徳岡推進委員 はい。どうぞ発言してください。</p> <p>議長 すみません。資料1のね、4頁の図面ですよ。これは次の頁を見るとね、山林とか原野とか書いてあって。この梨畑は無いですけども、これは畑って云う所ですか、図面的には。</p> <p>事務局 はい。それでは説明をしてください。</p> <p>徳岡推進委員 はい。お答えをさせていただきます。5頁の公図でご覧を頂いてると、写真の撮り方を説明しますとですね、4頁にある写真をどちらから撮ったかと言いますと、右上の方から、茶色に塗ってるのが道なんですけれども。右上の道から左下に向かって写真を撮ってる状況であります。ですので、緑色に塗ってる筆が斜面部分の果樹園。その隣にも畑って地目書いてある所が、ちょっと平い所の梨の部分と云う事でございます。それで、ご了解頂けますかね。</p> <p>事務局 そうしますと、すべて原野でなくて、周りに梨畑があると云う事ですね、一カ所。そう云う事でしょ。分かりました。じゃあこれ、ちょっとは梨を作ってるって云う事ですね。はい。分かりました。</p> <p>議長 ちょっと、説明の補足をさせていただきますと、4頁目の写真の果樹園と云うのが、2筆が一体になって同じ方が作っているんですけども、平い所はそのまま継続して作る様にして、傾斜の厳しい所を梨を止められる計画と云う事でございます。</p> <p>議長 徳岡推進委員、良いですか。</p>
--	--	---

<p>議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p>	<p>徳岡推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>はい。</p> <p>他人さまにも迷惑は掛からん、と云う事ですね。その他にお尋ねはございますか。</p> <p>質疑はございませんか。それでは質疑は無いと云う事で、質疑をこれにて打ち切りを致します。それでは採決を行いたいと云う風に思います。議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 18 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、原案のとおり意見決定と致します。</p> <p>続きまして、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明を求めます。</p> <p>議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、6-1 頁及び資料 1 の 6 頁から 10 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字田後——と、あと 2 筆と云う事になってるんですけども、具体的に言いますと大字田後——の一部、大字田後——の一部であります。何れも現況地目は田。転用面積は大字田後——が 524 m<sup>2</sup>。大字田後——が 761 m<sup>2</sup>の内 575.63 m<sup>2</sup>。大字田後——が 242 m<sup>2</sup>の内 54.68 m<sup>2</sup>の合計 1,154.31 m<sup>2</sup>であります。転用計画の用途はその他の業務用地。施設概要は事業用駐車場。建築物はありません。</p> <p>譲受人は、北栄町 合同会社●●。譲渡人は、田後●●。契約内容は、売買による所有権移転。立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有です。</p> <p>事業内容は、事業用車両 10 台分の駐車場で、盛土造成を行いますけども、盛土高が H=0.86m。86 cm ですね。平均 86 cm と云う事になります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書が添付されております。そして隣接耕作者はありません。</p> <p>頁をめくって頂き 6-1 が航空写真による位置図でございます。赤い縁取りの区画の中なんです</p>
--	---	--

		<p>けれども、黒っぽく見えますが青色で斜線をしております。斜線部分がこの度の申請の場所であります。そして現地の写真につきましては、別添の資料 1 の 6 頁目で。写真についてはですね、申請地の北側から田後山、南側に向かって写した写真でございます。そして資料 1、頁をめくって頂き 7 頁が公図。赤い部分ですね、申請地は。そして 8 頁目が求積図。分筆を行いますので求積図がございます。9 頁目が土地利用計画図。北側の町道に出入りをすると云う形で計画。そして 10 頁が平面図と縦横断面図と云う事になります。</p> <p>それで、雨水排水につきましては、盛土造成面に自然勾配を設けて北側の道路側溝へ雨水排水する計画であります。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。</p> <p>以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりました。それでは引き続き、現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは本案件につきましては 3 番の横川力委員より、現地確認報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。本日午後 1 時半から現地を確認して参りました。議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を報告させていただきます。</p> <p>お手元の議案書、見て頂けますでしょうか。めぐりましたら 6-1 の所に航空写真の位置図があります。黒い斜線の所です。事務局が説明したと思いますが。周りを見て頂ければ、ほとんど住宅街になっています。ここがどのような住宅になつて云うのは、資料 1 の 7 頁を見て頂ければ、周りはいもう全て住宅街になつてます。その関係もありますが、もう周りが住宅地になっているので、駐車場として使用することに問題は無いと思われます。以上です。</p> <p>はい。それでは説明が終わりました。議案第 19 号につきまして、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。どうぞ、質疑を行いますので発言をしてください。</p> <p>じゃあちょっと。</p> <p>はい。河井推進委員、どうぞ発言してください。</p> <p>別添の方の資料ですけどね、まあ多分これは稲ではないですね生えてるのは。それで、農地だ</p>
	議長	
	横川委員	
	議長	
	河井推進委員	
	議長	
	河井推進委員	

	<p>議長 事務局</p>	<p>として出す訳ですけど、この場合譲受人が、駐車場ですか。その内容、詳しい事は別として、こう云う所に駐車場をする事は出来るんだろうかと思ってですね。これ、団地でちょっと分かり難いんだけど。集落の中ですな。それを駐車場にするって云う事はどう云う関係するんだろうかと、ちょっと聞いて見たいなと思います。</p> <p>はい。それでは説明をどうぞ。</p> <p>譲受人の事業用の車両と云う事になりますと、恐らく■■とかする時の車両になろうかと思うんですよね。軽自動車もあるかも知れませんが、ちょっと大きめの車とか。そう云った置場所が北栄町の方の会社の周辺には求められなかったと云う事で。いわゆる社長さんと言いますか代表社員の●●さんのご自宅が、ここの申請地の近所にあるものですから。ご自宅もひよっとしたら事務所的な使用をされてるかもしれませんので。その近所に、たまたま使える土地があるから求められたと云う事の様で伺っております。以上です。</p>
	<p>河井推進委員</p>	<p>大体分かりましたけど、社長さんはこの辺に住宅がある訳ですな。分かりました。何か変な所にこう云う事を決めておられる。どう云う事だろうなと思って、ちょっと聞いた訳です。</p>
	<p>議長</p>	<p>河井推進委員、じゃあこの説明で良いですか。はい。</p>
	<p>倉本推進委員</p>	<p>他に質問はございますか。良いですか。何か目が輝いている、倉本推進委員どうぞ。</p> <p>良く分らないんですけど、今後の参考までに聞いて見たいと思います。農地区分が3種ってことは原則許可と云う事ですけども、過去に許可にならなかったとか、そう云う事例はあったでしょうか。全部丸だったでしょうか。</p>
	<p>議長</p>	<p>それでは説明してください。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。第3種農地として区分される農地が、これダメって言われたケースは、私が農業委員会に来てからはありません、少なくとも。過去もそう云う、聞いたことが無いです。ダメって言われたことがあるケースは、我が農業委員会では第2種農地では無かろうかと云う事で判断して、太陽光発電、畑に建てたいと云う事で計画があったものを進達したことがあるんですけども。そうしたところが、実は農地区分の見方がですね、県としては第1種農地として見做すしかないんじゃないですかと云う事がございまして。第1種農地であれば、幾ら農業振興地域農用地区域外であってもソーラーパネルはしちゃダメですよって云う事で、不許可って云う例があった事がございます。</p>

<p>議案第 20 号 非農地の現況証明について</p>	<p>倉本推進委員 議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>3種農地については原則許可なものですから、計画さえ、間違いなく事業が遂行される裏付けさえあれば許可してもらえます。そう云う状況です。</p> <p>分かりました。</p> <p>今、第3種農地のことについてですね、質問がございました。こう云う風にですね、どんな質問でも結構でございます。どうぞ、ドンドン質問して頂いて審議を進めて行きたいと云う風に思っています。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>はい。それでは無い様でございますので、以上を持ちまして質疑を終結致します。それでは採決を行います。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手であります。よって議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請」については、原案のとおり意見決定と致します。</p> <p>次に、議案第20号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第20号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は7-1頁と7-2頁、資料1の11頁)</p> <p>番号1 申請人は 宇谷●●。土地の所在 大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は806㎡。同じく大字宇谷——。地目は台帳 畑、現況 山林、面積は2,515㎡。昭和50年代から農地として利用されておらず、山林化しているものであります。</p> <p>それで、本冊頁をめくって頂き7-1が航空写真による位置図で、中央下側の方に赤く塗りつぶしてある所なんですけれども。奥の方なので判り辛いかと思っ、ちょっと、広い範囲が写る図面にしておりまして。もう一枚めくって頂きますと詳細図でございます。赤斜線をしておりますが、この度の申請地。真ん中にある色塗りがしてない所は、所有者が違う方の土地でございますので、そこは関係ないです。言ってみればドーナツ部分ですね。穴は別で。ドーナツの所が申</p>
----------------------------------	---	---



		<p>集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は令和 3 年 8 月 16 日であります。</p> <p>(資料は、8-1 頁と 8-2 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は借り人 1、貸し人 1 でございます。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 2 件で、993 m<sup>2</sup>。設定作物等面積は、水田として利用が 993 m<sup>2</sup>。利用権設定面積率は 0.008%であります。</p> <p>詳細につきましては、次の頁 8-2 の各筆明細一覧をご覧くださいいたんですけども。こちらが赤池の田んぼを、蔵本孝広委員がコーディネートしてくださって、この担い手の方に作ってもらう様に段取りが出来たと云う、そう云う内容でございます。説明は以上です。</p> <p>と云う事なんですけども、以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございませんか。</p> <p>無いですか。えっと、それじゃあちょっと良いかな、私の方から。存続期間、8 月の 16 日から 12 月の 31 日。この辺り、ちょっと。蔵本委員、ちょっと補足説明を。</p> <p>作るつもりで地主さんは去年の秋耕耘、ちゃんとされてたんですけど。今年になって急遽作れなくなったと云う相談をもらって。誰か作ってくれないかと云う事で、自分が作れたら良かったんですけども、あまり手を伸ばしてもいけないしと云う事で。田植えは、だから 6 月の 20 日くらい、20 日過ぎてからだったですね。だからもうギリギリで●●さんをお願いしたところです。</p> <p>それで、本人さんも出張が多いもので。なかなか印鑑が取れないと云う事で、遅れ遅れになってしまって今回になったと云う事です。</p> <p>と云う事で、説明頂きました。改めて、皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。それでは無い様でございますので、採決を行います。議案第 21 号「農用地利用集積計画」の決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 21 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p>
	議長	
	蔵本委員	
	議長	

5 その他	(議長)  事務局	<p>以上で議事を終結致します。</p> <p>次に、その他に入ります。(1)「9月定例総会の日程」についてお諮りをします。それでは説明してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 9月定例総会の日程について 9月10日(金)午後3時から</li> <li>○ 農家相談会の日程について 7月の相談の状況について (当番委員からの報告：倉本推進委員、土海職務代理、山本美代子委員) 8月19日(木)午前9時～正午 担当：谷岡貞幸 委員、山上真治 委員、徳岡正裕 推進委員</li> <li>○ 建議の内容について 8月20日までに、各委員・推進委員から項目を事務局へ連絡するもの 9月総会でたたき台を協議したのち、後日役員で協議の上10月総会で決定する予定。</li> <li>○ 新型コロナの感染予防について 非常に感染力の強いデルタ株が県内で広がっていることから、十分に感染予防対策を。</li> <li>○ 農地パトロールの今後予定について 各班それぞれ日程調整の上、10月末までに調査を完了のこと。</li> </ul>
6 閉会	議長	<p>以上を持ちまして、第5回湯梨浜町農業委員会定例総会、これを閉会と致します。どうもご苦勞様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時47分)</p>